

岐阜県公報

目次

告示

鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境保全課)	一
特別保護地区の指定	(同)	四
休猟区の指定	(同)	五
特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	五
特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域の指定	(同)	八

号外(二) 平成二十七年 十月三十日

告示

岐阜県告示第六百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
緑の文化公園鳥獣保護区	海津市南濃町地内の国道二五八号の羽根谷に架かる羽根谷橋の北端を起点とし、同所から同国道を南進し市道南濃五九五号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南濃一一五八号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道南濃一一六〇号との交点に至り、同所から同市道を南西進し岡谷砂防えん堤用作業道との交点に至り、同所から南山腹の中部電力鉄塔を見通す谷を南進し同鉄塔を経て同市南濃町上野河戸と羽沢との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同市南濃町駒野奥糸入会の境界との交点に至り、同所から同市南濃町羽沢と駒野奥糸入会との境界を西北進し同市南濃町駒野奥糸入会字東谷四番地と字東谷五の一番地との境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し東谷作業道との交点に至り、同所から同作業道を北進し市道南濃四六三号と西谷作業道との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
養老郡鳥獣保護	養老郡養老町飯ノ木地内の町道柏尾飯ノ木一ノ線と津屋川に

<p>区</p>	<p>旧関ヶ原青少年自然の家鳥獣保護区</p>	<p>日本ライン鳥獣保護区</p>
<p>架かる源氏橋東端を起点とし、同所から同川左岸を東南進し津谷川と小倉谷との交点に至り、同所から同谷左岸を西進し東海自然歩道との交点に至り、同所から同自然歩道を北東進し直江谷との交点に至り、同所から同谷を西進したのち南西進し滝谷と直江谷とを分ける稜線の山頂遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を西進し大垣市上石津町との境界周辺の笹ヶ原を経て北進し唐谷との交点に至り、同所から同谷を東進し林道大洞線との交点に至り、同所から同林道を東進し町道沢田養老縦貫道との交点に至り、同所から同県道を北東進し県道大垣養老公園線との交点に至り、同所から同県道を北東進し町道柏尾飯ノ木一号线との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>不破郡関ヶ原町大字藤下と同郡関ヶ原町大字玉との境界に架かる藤川台橋の西側を起点とし、同所から同境界を西進し同郡関ヶ原町大字山中との境界との交点に至り、同所から同郡関ヶ原町大字藤下と同郡関ヶ原町大字山中とを分ける稜線を南進し東海道本線との交点に至り、同所から同本線を南西進し県道牧田関ヶ原線との交点に至り、同所から同県道を西北進し同郡関ヶ原町大字玉字広谷と大字玉字西之裏とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し滋賀県の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し藤古川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>加茂郡坂祝町勝山内の一の国道二一〇号の迫間川に架かる崎崎橋東詰めを起点とし、同所から同国道を東進し坂祝町道勝山二七号線との交点に至り、同所から同町道を北進し坂祝町道田ノ上線との交点に至り、同所から同町道を北進し坂祝町道深萱取組線との交点に至り、同所から同町道を北進し坂祝町道深萱倉倉線との交点に至り、同所から同町道を東進し坂祝町道取組黒岩線との交点に至り、同所から同町道を西北進し坂祝町道酒倉倉岩線との交点に至り、同所から同町道を東南進しJR高山線との交点に至り、同所から同高山線を北東進し美濃加茂市道若宮加茂野線との交点に至り、同所から同市道を西進し美濃加茂市道山手線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道蜂屋太田線との交点に至り、同所から同県道を北東進し美濃加茂市道下毛稲場線との交点に至り、同所から同市道を北東進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を北東進し国道四一〇号との交点に至り、同所から同国道を北東進し川辺町道五〇五〇</p>
<p>池田鳥獣保護区</p>	<p>多治見市富士見町地内の国道一九号と市道四二二〇〇九号との交点を起点とし、同市道を南進し市道四二二〇〇二〇号との交点に至り、同所から同市道を西南進し市道四二二〇〇五号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道四二二〇〇七号との交点に至り、同所から同市道を南進し林道月見線との交点に至り、同所から同林道を南進したのち西進し市道四二二〇二〇号との交点に至り、同所から同市道を西進し林道丸根北線との交</p>	<p>号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し飛騨川橋を経て南進し県道可児金山線との交点(川辺大橋)に至り、同所から同県道を南進し川辺町道七〇五五号線との交点に至り、同所から同町道を南進し川辺町道七〇五五号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道可児金山線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道野上古井線との交点に至り、同所から同県道を北東進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を東進し県道多治見白川線との交点に至り、同所から同国道を南進したのち南西進し八百津町道塩口中野線との交点に至り、同所から同町道を南西進し県道多治見八百津線との交点に至り、同所から同町道を南西進し可児市の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し可児郡御嵩町の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し可児市との境界を南西進し御嵩町道笠田杉洞線との交点に至り、同所から同町道を南西進し国道二一〇号との交点に至り、同所から同国道を西進し県道御嵩犬山線との交点に至り、同所から同県道を南西進し可児市道舟岡上屋敷線との交点に至り、同所から同市道を南西進し可児市道舟岡沢渡線との交点に至り、同所から同市道を南西進し可児市道五二七六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し可児川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西進したのち南西進し木曾川との交点に至り、同所から同川右岸を西進し迫間川との交点に至り、同所から同川を北進し起点に至る線により囲まれた区域及び旅足川と木曾川との交点から加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との境界を東進し瑞浪市の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し県道飛騨木曾川公園線との交点に至り、同所から同県道を西北進し大久後川左岸沿いの里道との交点に至り、同所から同里道を南西進し林道小和沢線との交点に至り、同所から同林道を南西進し県道井尻八百津線との交点に至り、同所から可児郡御嵩町小和沢と綱木とを分ける稜線にある作業道を西北進し加茂郡八百津町の境界との交点に至り、同所から同境界を北進したのち北東進し旅足川と木曾川との交点に至る線により囲まれた区域</p>

根ノ上鳥獣保護区	<p>点に至り、同所から同林道を南進し市道四一五一〇号との交点に至り、同所から同市道を西進したのち西北進し林道富士線との交点に至り、同所から同林道を北進し同市富士見町四丁目と富士見町五丁目との境界との交点に至り、同所から同境界を東北進し国道一九号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
福岡中学校鳥獣保護区	<p>中津川市福岡地内の市道福岡三三四二号線と市道福岡一六八号線との交点を起点とし、同所から市道福岡三三四二号線を北進し大久手洞との交点に至り、同所から同洞を東進し市道福岡三三九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道福岡三三〇号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道長根馬場線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道福岡一六八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
千光寺鳥獣保護区	<p>高山市丹生川町と同市国府町との境界と県道鳳餅古川線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し同市丹生川町柏原地内の山林と耕地との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進したのち北東進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東南進し芦谷との交点に至り、同所から同谷を南進し同谷を分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南進し同市丹生川町下保の境界との交点に至り、同所から同稜線を南進し同市丹生川町下保地内の山林と耕地との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し保木谷との交点に至り、同所から同谷を北進し西ヶ谷との交点に至り、同所から保木谷と西ヶ谷を分ける稜線を北進し高山市国府町の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

舟山鳥獣保護区	<p>高山市久々野町無数河地内の市道舟山一号線と市道舟山二号線との交点を起点とし、同所から市道舟山二号線を南西進したのち西北進し三角点(一、四七九・五メートル)に至り、同所から牛牧国有林一二九八林班と無数河国有林一二九九林班との境界を北東進し民有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北進しフスマ谷との交点に至り、同所から同谷を北東進し市道舟山三号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道舟山一号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>												
岐阜大学演習林鳥獣保護区	<p>岐阜大学演習林と位山国有林との境界と下呂市萩原町と高山市久々野町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南進し下呂市萩原町と同市小坂町との境界に至り、同所から同境界を南進し岐阜大学演習林と同市萩原町山之口字畑キシロとの境界との交点に至り、同所から岐阜大学演習林と同演習林以外の民有林との境界を北西進し位山国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>												
<p>二 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで</p> <p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="675 1167 722 1352">名 称</th> <th data-bbox="675 1364 722 1487">指定区分</th> <th data-bbox="675 1498 722 2047">指 定 目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="603 1167 667 1352">緑の文化公園鳥獣保護区</td> <td data-bbox="603 1364 667 1487">森林鳥獣生息地の保護区</td> <td data-bbox="603 1498 667 2047">当該地域は、アカマツ林、針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、シヨウヒタキ、オオルリ、ニホンジカ、ニホンザルをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1167 499 1352">養老鳥獣保護区</td> <td data-bbox="451 1364 499 1487">森林鳥獣生息地の保護区</td> <td data-bbox="451 1498 499 2047">当該地域は、落葉広葉樹林、常緑広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、キセキレイ、ノウサギ、ニホンジカをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1167 260 1352">旧関ヶ原青少年自然の家鳥獣保護区</td> <td data-bbox="212 1364 260 1487">森林鳥獣生息地の保護区</td> <td data-bbox="212 1498 260 2047">当該地域は、アカマツ林、広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地形であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカ、イノシシをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	指定区分	指 定 目 的	緑の文化公園鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、シヨウヒタキ、オオルリ、ニホンジカ、ニホンザルをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	養老鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、落葉広葉樹林、常緑広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、キセキレイ、ノウサギ、ニホンジカをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	旧関ヶ原青少年自然の家鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地形であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカ、イノシシをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に
名 称	指定区分	指 定 目 的											
緑の文化公園鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、シヨウヒタキ、オオルリ、ニホンジカ、ニホンザルをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。											
養老鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、落葉広葉樹林、常緑広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、キセキレイ、ノウサギ、ニホンジカをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。											
旧関ヶ原青少年自然の家鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地形であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカ、イノシシをはじめとする多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に											

日本ライン鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、中央を流れる木曾川、飛騨川沿いに広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、カワセミ、ハクセキレイ、カイツブリ、タヌキをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
池田鳥獣保護区	希少鳥獣生息地の保護区	当該地域は、針葉樹林及び広葉樹林からなる里山地域であり、希少鳥獣であるオオタカの生息が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、オオタカの保護を図る。
根ノ上鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、針葉樹林と広葉樹林が混在して分布する林相の変化に富む地域であり、ホオジロ、カワラヒワ、ニホンザル、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
福岡中学校鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、天然広葉樹林が分布する丘陵地帯であり、キジ、カケス、ニホンイタチ、タヌキをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
千光寺鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、天然広葉樹林、人工針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、アオゲラ、ノウサギ、テンをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
舟山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林、天然針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカ、ツキノワグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
岐阜大学演習林鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、落葉広葉樹林、天然ヒノキ林等が分布する林相の変化に富む地域であり、アオゲラ、ウグイス、ツキノワグマ、ニホンジカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第六百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名称	区域
養老特別保護地区	養老郡養老町飯ノ木地内の町道柏尾飯ノ木一〇号線の津屋川に架かる源氏橋東端を起点とし、同所から同川左岸を東南進し町道鷺ノ巣三〇号線との交点（寺橋）に至り、同所から同町道を西進し県道南濃関ヶ原線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道養老駅前子供の国線との交点に至り、同所から同町道を西進し国有地管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を西進し養老公園国有地と民有地との境界との交点に至り、同所から同境界を西進したのち北東進し林道大洞線との交点に至り、同所から同林道を北東進し町道沢田養老縦貫線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道大垣養老公園線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道南濃関ヶ原線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道柏尾飯ノ木一〇号線との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域
福岡中学校特別保護地区	中津川市福岡地内の市道福岡三四二号線と市道福岡一六八号線との交点を起点とし、同所から市道福岡三四二号線を北進し大久手洞との交点に至り、同所から同洞を東進し市道福岡三二九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道福岡三三〇号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道長根馬場線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道福岡一六八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域

千光寺特別保護地区
高山市丹生川町下保字千光寺の区域

二 特別保護地区の存続期間
平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

名 称	指定区分	指 定 目 的
養老特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、落葉広葉樹林、常緑広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、キセキレイ、ノウサギ、ニホンジカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている養老公園一帯の広葉樹林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
福岡中学校特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、天然広葉樹林が分布する丘陵地帯であり、キジ、カケス、イタチ、タヌキをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に多くの鳥獣の生息が確認され、自然観察の場として最適である福岡中学校を中心とする当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
千光寺特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、天然広葉樹林、人工針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、アオゲラ、アカゲラ、ノウサギ、テンをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に天然広葉樹の大径木が数多く存在し良好な鳥獣の生息環境となっている当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

岐阜県告示第六百三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定に

より告示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 休猟区の名称及び区域

名 称	区 域
鶴見休猟区	揖斐郡揖斐川町大字鶴見地内の町道藤橋鶴見線と西前の谷との交点を起点とし、同所から同谷を北進したのち西北進し、同谷の分岐点を北進し大字戸入の境界との交点に至り、同所から大字戸入と大字鶴見を分ける稜線を北東進し大字開田の境界との交点に至り、同所から大字開田と大字鶴見を分ける稜線を東進し町道藤橋鶴見線に至り、同所から同町道を東南進したのち南西進し起点に至る線により囲まれた区域
尾上郷休猟区	高山市荘川町海上地内の国道一五六号と国有林林道日照岳線との交点を起点とし、同所から同林道を西進しコブ谷との交点に至り、同所から同谷を北進し尾上郷川との交点に至り、同所から同川を西進しカラス谷との交点に至り、同所から同谷を西北進しフクベ谷との交点に至り、同所からカラス谷とフクベ谷とを分ける稜線を北西進し大野郡白川村の境界との交点にある三角点（一、九〇〇・六メートル）に至り、同所から同境界を東進し日照山の三角点（一、七五一・三メートル）を経て、さらに同境界を南西進し国道一五六号線との交点（尾上橋）に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域

二 休猟区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

岐阜県告示第六百三十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>中池特定猟具使用禁止区域</p>	<p>関市黒屋地内の市道幹一 四号線と市道一 二二号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道一 二八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道幹二 一三三号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し中池東側の園路との交点に至り、同所から同園路を東南進し市道幹一 四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>横越特定猟具使用禁止区域</p>	<p>美濃市大字極楽寺地内の市道極楽寺中野線と市道横越大矢田線との交点を起点とし、同所から市道極楽寺中野線を北進し市道段西洞線との交点に至り、同所から同市道を北進したのち西進し同市大字大矢田の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市大字極楽寺字玉田洞と字誕生山との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し谷との交点に至り、同所から同谷を五〇メートル北進したのち百メートル東進し林道神洞誕生線と林道誕生線の交点に至り、同所から林道誕生線を一八〇メートル東進し森林帯の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し谷との交点に至り、同所から同谷を一〇〇メートル南西進し同市大字極楽寺字誕生山と字柱洞との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市大字横越字大泥と字上山との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し字岩鼻と字清願寺との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し市道横越大矢田線との交点に至り、同所から同市道を南進したのち西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>テクノパーク特定猟具使用禁止区域</p>	<p>美濃市極楽寺地内の県道岐阜美濃線と県道上野関線との交点を起点とし、同所から県道上野関線を東南進したのち南西進し市道笠神丸山線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道岐阜美濃線との交点に至り、同所から同県道を北進したのち東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>中ノ棚特定猟具</p>	<p>郡上市白鳥町中津屋地内の市道上切西ヶ洞線と市道中津屋那</p>
<p>使用禁止区域</p>	<p>留ヶ野線との交点を起点とし、同所から市道上切西ヶ洞線を北進し市道西ヶ洞中ノ棚線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道大平線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道中津屋那留ヶ野線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道那留ヶ野線と市道上野線との交点に至り、同所から市道那留ヶ野線を一〇〇メートル北東進し森林帯の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し市道一三〇メートル北北進し小谷との交点に至り、同所から同谷を七〇メートル北進したのち西進し森林帯の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し市道中津屋那留ヶ野線との交点に至り、同所から同市道を南西進したのち起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>西和良小学校特定猟具使用禁止区域</p>	<p>郡上市八幡町美山地内の国道二五六号と市道中保西部地区三三号線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し学校山山頂に通ずる稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し学校山山頂（標高五百九十七メートル）に至り、同所から古宇谷を北東進し林道古宇谷線終点と森林作業道との交点に至り、同所から同林道を北東進し市道山本鬼谷線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道二五六号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>深山の森特定猟具使用禁止区域</p>	<p>多治見市大藪町地内の国道二四八号と県道善師野多治見線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道九二二六〇〇号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道九二二七〇〇号との交点に至り、同所から同市道を南進し国道二四八号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>加子母特定猟具使用禁止区域</p>	<p>中津川市加子母番田地内の市道下島小和知野線と国道二五七号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し国道二五六号との交点に至り、同所から同国道を南進し市道加子母四五号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道池田向線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下島小和知野線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>宮川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>高山市一之宮町字山越地内の国道四一一号とJR高山線の交点（松橋）を起点とし、同所から同国道を南西進し市道清水石原線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道桜井線との交点に至り、同所から同市道を南西進し宮谷との交点に至り、同</p>

<p>飛騨川公園特定 猟具使用禁止区 域</p>	<p>下呂市萩原町桜洞地内の国道四一号と朝霧橋との交点を起点とし、同所から同橋を西進し飛騨川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北進し浅水大橋との交点に至り、同所から同橋を東進し飛騨川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南進し同市萩原町上呂地内の尾張洞谷との交点に至り、同所から同谷を東南進し国道四一号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>数河特定猟具使 用禁止区域</p>	<p>飛騨市古川町数河と飛騨市神岡町西との境界と国道四一号との交点(数河峠)を起点とし、同所から同境界を南西進し同市古川町太江と同市古川町数河とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西進し同市古川町数河字夫女岩と同市古川町数河字馬越城との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市古川町数河字滝ヶ洞と同市古川町数河字馬越城との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し国道四一号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域</p>
	<p>所から同谷を東南進し麩道(旧宮村道青木五号線)との交点に至り、同所から同麩道を東南進し市道清水青木線との交点に至り、同所から同市道を西南進し国道四一号との交点に至り、同所から同国道を西南進し市道清水一〇号線との交点に至り、同所から同市道を西南進し市道クミ谷清水線との交点に至り、同所から同市道を西南進し第三幹線農業用水路との交点に至り、同所から同水路を西進し宮川堤防との交点に至り、同所から同堤防を西進し桜橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し県道宮清見線との交点に至り、同所から同県道を東北進し市道駅前山腰線との交点に至り、同所から同水路を東北進し寺洞谷との交点に至り、同所から同水路を南進し市道龜ヶ平二号線との交点に至り、同所から同市道を南進しJR高山線との交点に至り、同所から同線を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

三 特定猟具使用禁止区域の存続期間
平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

岐阜県告示第六百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

第十四条第一項の規定により次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域及び存続期間

区 域	存 続 期 間
鶴見休猟区及び尾上郷休猟区の全部	平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

二 捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類
イノシシ及びニホンジカ

平成二十七年十月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社